

財務省告示第二百五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年五月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百二十回）
二	発行の根拠	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項
三	法律及びその条項の適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用をを受けるものとし、その振替
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集
五	発行金額	の取扱及び取得による発行額
六	払込金額	九百九十九億九千万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行の日	平成十六年五月二十日
十	募集の価格	額面金額百円につき九十九円九
十一	利率	年一パーセント
十二	初期利子	平成十六年十一月二十日を支払

期が銀行休業日に当たるときは、た金額を支払う。ただし、支払

十 八	十 七	十 六	十 五	十 四		十 三
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 支	償 還 金 額	償 還 金 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 五 月 二 十 日	六 年 五 月 十 四 日 ま で	平 成 十 六 年 五 月 七 日 か ら 平 成 十 七 年 五 月 三 十 一 日 ま で	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 八 年 五 月 二 十 日	る い て 、 利 子 を 支 払 う 。前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	毎 年 五 月 二 十 日 及 び 十 一 月 二 十 日
--	---	--	------------------	---	--	--	--	---

償還金
 $\times \frac{100}{100}$
 $\times \frac{100}{100}$

規定する期日について同じ。は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において）。